

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本児童野球保全機構（以下「リーグ」という。）が運営する

Japan Comeback Professional Baseball League（以下「JCBPL」という。）において、新人選手が特定の球団への入団を希望する意思を表明する制度（以下「逆指名希望表明」という。）を定め、選手の尊厳を守りつつ、選択手続の透明性および公正性を確保することを目的とする。

(理念との関係)

第2条 逆指名希望表明制度は、JCBPLの基本理念である

「既存のプロ野球システムにおいて行き場を失った選手に再起の機会を提供する」という目的を損なうことなく、選手の意思を尊重する補助的制度として運用する。

2 本制度は、球団による不当な誘導を防止し、選手の自由意思を最優先とする。

3 本制度は、NPB復帰を妨げるものではなく、選手の将来の競技機会を制限してはならない。

(定義)

第3条 本規程における用語の定義は、次の各号による。

(1)「逆指名希望表明」とは、対象選手が特定の球団への入団を希望する意思をリーグに届け出ることをいう。

(2)「対象選手」とは、JCBPLプロ野球新人選手選択会議（以下「ドラフト会議」という。）の選択対象者となる者をいう。

(3)「届出」とは、選手が逆指名希望表明書をリーグに提出することをいう。

(外国籍の取扱い)

第4条 逆指名希望表明を行うことができる者は、日本国籍を有する者、または次のいずれかに該当する者に限る。

(1) 日本人の親を持つ者

(2) 日本国籍を取得した者

(3) 日本国籍の取得手続中である者

2 前項に該当しない外国籍の者は、逆指名希望表明を行うことができない。

(制度の性格)

第5条 逆指名希望表明は、選手の意思を尊重する制度であり、球団に対し選択義務を課すものではない。

- 2 逆指名希望表明を行った選手は、ドラフト会議において当該球団以外から選択される場合がある。
- 3 逆指名希望表明は、選手の自由意思に基づき行われなければならない。
- 4 球団は、選手に対し逆指名希望表明を強要し、誘導し、または不当な利益を供与してはならない。

第2章 届出手続

(届出の主体)

第6条 逆指名希望表明は、対象選手本人が行うものとする。

- 2 代理人、家族、学校関係者、企業関係者その他の第三者による届出は認めない。
- 3 届出は、選手の自由意思に基づき行われなければならない。

(届出期間)

第7条 逆指名希望表明の届出期間は、ドラフト会議開催日の1か月前から前日までとする。

- 2 期間外の届出は受理しない。
- 3 届出期間の開始日および終了日は、リーグが毎年公示する。

(届出書類)

第8条 逆指名希望表明を行う場合、選手は次の書類をリーグに提出しなければならない。

- (1) 逆指名希望表明書
- (2) 本人確認書類
- (3) 選手本人による署名
- (4) その他リーグが必要と認める書類

- 2 届出書類に不備がある場合、リーグは補正を求めることができる。
- 3 虚偽の記載が認められた場合、当該届出は無効とする。

(届出の方法)

第9条 逆指名希望表明は、リーグが管理する電子登録システムにより行うものとする。

- 2 電子登録システムの利用に関する詳細は、リーグが別に定める。
- 3 電子登録システムに障害が発生した場合、リーグは代替手続を定めることができる。

(届出の撤回)

第10条 選手は、届出期間内に限り、逆指名希望表明を撤回することができる。

- 2 撤回は、リーグが定める様式により行うものとする。

- 3 届出期間終了後の撤回は認めない。
- 4 撤回が受理された場合、リーグは速やかに公示する。

(届出の公示)

第11条 リーグは、逆指名希望表明を受理した場合、次の事項を公示する。

- (1) 選手名
- (2) 所属(学校・企業等)
- (3) 希望球団
- (4) 届出日

2 公示された内容は、リーグが訂正を認めた場合を除き、確定したものとする。

3 公示は、リーグ公式サイトにより行うものとする。

第3章 選択との関係

(選択の自由)

第12条 逆指名希望表明は、球団の選択権を拘束するものではない。

2 球団は、逆指名希望表明を行った選手を選択する義務を負わない。

3 球団は、逆指名希望表明の有無にかかわらず、選手の能力、将来性、復帰可能性その他の事情を総合的に判断して選択を行うものとする。

(他球団による選択)

第13条 逆指名希望表明を行った選手であっても、他球団が当該選手を選択することができる。

2 他球団が選択した場合、当該選手はその球団との契約交渉を行わなければならない。

3 選手は、逆指名希望表明を理由として契約交渉を拒否することはできない。

(選択結果の公示)

第14条 リーグは、ドラフト会議終了後、逆指名希望表明を行った選手の選択結果を公示する。

2 公示内容には、次の事項を含むものとする。

- (1) 選手名
- (2) 希望球団
- (3) 選択した球団
- (4) 選択巡目

3 公示された内容は、リーグが訂正を認めた場合を除き、確定したものとする。

(逆指名希望表明と契約交渉)

第 15 条 逆指名希望表明は、契約交渉における優遇措置を意味するものではない。

2 球団は、逆指名希望表明を理由として契約条件を不当に変更してはならない。

3 選手は、逆指名希望表明を理由として特別な契約条件を要求してはならない。

(制度の中立性)

第 16 条 逆指名希望表明制度は、選手の意思を尊重するための制度であり、

リーグは、球団間の競争均衡を損なう運用を行ってはならない。

2 リーグは、逆指名希望表明が球団の選択戦略に過度な影響を与えることのないよう、必要な監督・調整を行うことができる。

第 4 章 禁止事項

(不当な働きかけの禁止)

第 17 条 球団は、選手に対し逆指名希望表明を強要し、誘導し、または不当な利益を供与してはならない。

2 球団は、学校関係者、企業関係者、家族その他の第三者を通じて、選手に対し逆指名希望表明を促す行為を行ってはならない。

3 選手は、逆指名希望表明に関し虚偽の届出を行ってはならない。

4 前各項に違反した場合、リーグは球団または選手に対し、選択の無効、登録拒否、制裁その他必要な措置を講じることができる。

(利益供与の禁止)

第 18 条 球団は、逆指名希望表明を条件として、金銭、物品、契約上の優遇その他の利益を提供してはならない。

2 選手は、逆指名希望表明を行う見返りとして、球団から利益を受け取ってはならない。

3 利益供与が認められた場合、当該逆指名希望表明は無効とする。

(第三者介入の禁止)

第 19 条 学校、企業、指導者、家族その他の第三者は、選手の逆指名希望表明に不当な影響を与えてはならない。

2 リーグは、第三者介入が疑われる場合、調査を行い、必要な措置を講じることができる。

(反社会的勢力の排除)

第 20 条 選手は、反社会的勢力と関係を有してはならない。

2 球団は、逆指名希望表明を行った選手について、反社会的勢力との関係がないことを確認しなければならない。

3 違反が認められた場合、当該逆指名希望表明は無効とし、リーグは必要な措置を講じることができる。

(外国籍禁止の徹底)

第 21 条 外国籍禁止の原則に反する逆指名希望表明は、すべて無効とする。

2 外国籍の確認に関する詳細は、リーグ選手登録規程およびリーグが別に定める規程による。

第 5 章 雑則

(他規程との関係)

第 22 条 本規程に定めのない事項は、ドラフト会議規程、リーグ選手登録規程、選手契約規程その他リーグが別に定める規程による。

2 本規程と他の規程が抵触する場合は、選手の尊厳、自由意思および JCBPL の基本理念を最優先とするリーグの判断に従う。

(書類の保存)

第 23 条 球団およびリーグは、本規程に基づき作成した書類を、リーグが定める期間保存しなければならない。

2 リーグは、必要に応じて書類の提出または閲覧を求めることができる。

(電子システムの利用)

第 24 条 本規程に基づく届出、公示その他の手続は、リーグが管理する電子登録システムにより行うものとする。

2 電子登録システムの運用に関する詳細は、リーグが別に定める。

(虚偽申請の禁止)

第 25 条 選手および球団は、本規程に基づく届出において、虚偽の記載または不正行為を行ってはならない。

2 虚偽申請が認められた場合、リーグは届出の無効、選択の無効、制裁その他必要な措置を講じることができる。

(反社会的勢力の排除)

第 26 条 選手は、反社会的勢力と関係を有してはならない。

2 球団は、逆指名希望表明を行った選手について、反社会的勢力との関係がないことを確認しなければならない。

3 違反が認められた場合、リーグは届出の無効、登録拒否その他必要な措置を講じるこ

とができる。

(外国籍禁止の徹底)

第 27 条 外国籍禁止の原則に反する逆指名希望表明は、すべて無効とする。

2 外国籍の確認に関する詳細は、リーグ選手登録規程およびリーグが別に定める規程による。

(個人情報の保護)

第 28 条 逆指名希望表明に関する個人情報は、リーグ個人情報保護規程に基づき適切に管理しなければならない。

2 個人情報は、選択手続および契約手続に必要な範囲でのみ利用するものとする。

(規程の改正)

第 29 条 本規程の改正は、リーグが必要と認めた場合に行う。

2 改正後の規程は、リーグが公示した時点で効力を生じる。

(施行期日)

第 30 条 本規程は、リーグが定める日から施行する。